

令和5年

第10回農業委員会総会議案書

令和5年10月25日(水)

大竹市農業委員会

令和5年第10回農業委員会総会

1 日 時 令和5年10月25日(水)
午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 大竹市役所3階大会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名
1	正木 静夫	7	東田 保夫
2	佐多 亜也子	8	丸小 操
4	中村 昭彦	9	橋村 實男
5	平尾 泰子		
6	石井 昌嗣		

(最適化推進員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名
	上野 克己		

4 (欠席委員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名
3	齋藤 忠昭		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局主幹兼農地係長	藤本 英樹	事務局書記	金山 明男

令和5年第10回農業委員会総会日程

1 日 時 令和5年10月25日(水) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第25号	大竹市農用地利用集積計画(第109期) の決定について
日程第3	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請につ いて

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局（藤本）

ご起立ください。ただ今から、令和5年第10回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

おはようございます。本日の出席委員11名中10名（欠席1名）で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第10回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、日程第1「議事録署名委員の指名について」です。

本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において、4番 中村 昭彦 委員、5番 平尾 泰子 委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

これより、日程第2の議案第25号「大竹市農用地利用集積計画（第109期）の決定について」を議題といたします。

それでは、本件について事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、議案書2ページをお開きください。利用権の設定を受ける方、利用権を設定する方は、それぞれ議案書記載のとおりです。

利用権の詳細は、3ページと4ページ、地図は5ページをご覧ください。

申請地は栗谷町大栗林の1筆で、現況は田、面積は1,245㎡、利用権の種類は使用貸借、内容は水稻栽培となっております。利用権は、継続で、令和5年11月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

正木会長

続きまして、地区担当委員の意見を求めることになっていますが、栗谷町大栗林の地区担当は私ですので、このまま意見を述べさせていただきます。

地図をご覧くださいますと186号線とマロンの里との分かれ道の所の家があり、その周辺に3つ田んぼがあります。家から近い順に一番遠いところは完全に荒地となっており、その手前のところ、申請地は真ん中でございます。耕作者は非常にまじめに農業に励んでおります。高齢でありながら丁寧に携わられておりまして、認めても問題ないと考えております。

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声）

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

（異議なしの声）

正木会長

ご異議ございませんので、本件は計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第3 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書は6ページ、位置図は8ページ、地番図は9ページをご覧ください。

申請地は、栗谷町小栗林字上ヶ原の10筆及び小栗林字中原の7筆です。地目及び現況、面積については議案書をご確認ください。申請地の面積合計は4,503.72㎡となっています。

譲渡人は住居から該当農地が遠いので、なかなか耕作できなかつたところ、譲受人から譲渡の話があったため、農地を譲り受け、耕作することです。

なお、7ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。6番 石井委員お願いします。

石井委員

10月11日に面積自体は小さいのですが筆数が多かったですので、正木会長にお願いし、現地調査を行いました。譲受人は30数年前より栗谷に移住しておりまして、夫婦とも自然を愛しております。お会いしたところ、一つ一つの田畑については計画書を作っており、山菜、大根、らっきょ、しきび等を作っていこうということでした。第3条の場合は、農家から農家への譲渡となり、譲受人にこれから管理ができるかということが問われるのですが、この方は先ほど述べたとおりの計画によると大きな機械も必要ないと考えられます。数年前より、農地の草刈りなどに参画しており、会長に相談したところ、耕作放棄地になって荒れてしまうよりはこういった方が管理していくことがよいと思います。機械等足りないところは地域の方で貸したりして協力していきたいと考えております。

正木会長

譲渡人については、体調があまり良くなく、栗谷の外にお住まいということもあり残念なことではありますが、ご夫婦ともども栗谷、三倉を愛しておりますので、問題はないと考えます。本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声）

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか

（異議なしの声）

会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものに

つきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和5年 第4回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局（藤本）

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。